

調達管理番号・案件名

24a00586_インド国ウッタラカンド州統合的園芸農業開発推進プロジェクト【有償勘定技術支援】

質問と回答は以下のとおりです。

2025年2月17日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	7	「2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容」のNo.1	円借本体事業で整備する施設のスペックのイメージ	円借款事業で整備し、本プロジェクトで適正管理支援の対象となる施設(面積:150平米程度)は主に集荷や等級分けのテーブル(1m×3m規模のものを数台)、計量機具(100kg)、パッキング機械(1台~数台)や保管施設(常温・冷蔵)です。
2	9	「2. 本業務に係る実施方針及び留意事項」の「(1)本業務の概要」	施設整備が本技プロのFPOへの介入に間に合わない場合の対応(円借款事業が行きとどまっても技プロの活動は先行して行うべきか?)	基本的には、本プロジェクトのFPOへの介入前に円借款による関連施設整備は完了する想定ですが、仮に円借款による施設整備が遅れる場合は、一部、既に別スキームで施設整備が完了しているFPOを対象にする等、柔軟に対応することを想定しています。
3	9	「2. 本業務に係る実施方針及び留意事項」の「(1)本業務の概要」	受益者のFPOはアフリカで実施されているようなスタンダードなSHEPのツール・活動(普及員ハンドブックに紹介されている内容)を必要としているのか、もしくは発展版をこのプロジェクトで作るのか?	プロジェクト開始後に実施するベースライン調査の結果を踏まえ、現地の状況・レベルに即したツール・活動計画を検討いただければと考えます。
4	9	「2. 本業務に係る実施方針及び留意事項」の「(2)プロジェクトの実施体制」	「実施方針、留意事項」の(2)の実施体制は円借本体事業のコンサルタントとの関係に主に言及しているが州園芸局は本技プロの実施チームの主体とはならないのか?	州園芸食品加工局(DHFP)をカウンターパート機関として本プロジェクトの実施主体となります。

5	10	「2. 本業務に係る実施方針及び留意事項」の「(3)対象県プロジェクト活動の進め方」	普及員は円借本体事業の備人ではなく政府の職員か？	普及員には、円借款事業で備上される有期形態の普及員と、政府の職員で構成されるDistrict Horticulture OfficersやHorticulture Mobile Team(HMT)の2つが挙げられます。
6	10	「2. 本業務に係る実施方針及び留意事項」の「(3)対象県プロジェクト活動の進め方」	州園芸局の州レベル・県レベルの人員配置(円借本体事業の備人も含める)	配布資料「詳細計画策定調査報告書」に記載される「2-3 関連する組織の概要」のうち、特に、P18のDHFP 組織図をご確認ください。
7	11	「2. 本業務に係る実施方針及び留意事項」の「(5)他州におけるSHEPアプローチの経験のウッタラカンド州への適用」	オンライン研修は年2回の実施かそれとも4年間で2回か？	4年間で2回の実施です。現時点では2年目及び4年目に実施することを想定しています。

以上